定　　款

株式会社クロス・マーケティンググループ

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社クロス・マーケティンググループと称し、英文では、Cross Marketing Group Inc. と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社その他の法人及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

１．マーケティングリサーチ業務
２．マーケティングリサーチの技法に関する研究開発及びコンサルティング
３．マーケティングに関する従業員教育及びトレーニングの実施
４．コンピュータ、コンピュータのシステム、コンピュータ関連機器、ソフトウェア（インターネット及びその他の通信回線を利用するものを含む)及び情報通信機器の企画､開発､調査､製造、販売、斡旋、レンタル、保守、輸出入及び運用代行サービス
５．レコード、テープ、ディスク、フィルム等による録音及び録画物並びにデジタル及びインターネットコンテンツ（テキスト、音声、静止画及び動画等）の企画、制作、販売及び輸出入
６．事業間の商品流通促進のためのコンピュータによる仲介及び卸売業務
７．ビジネスコンサルタント業務
８．情報処理サービス及び情報提供サービスの提供、仲介、斡旋、販売及び輸出入
９．広告、宣伝に関する企画、製作、実施、コンサルティング及び広告代理店業
１０．書籍、印刷物及び電子出版物の企画、制作、出版及び販売
１１．衣料品、インテリア用品、化粧品、装身具、日用雑貨品、食料品、酒類、清涼飲料水、文具、レコード・コンパクトディスク、ビデオ等音楽用品、ＯＡ機器、家庭用電気製品、健康食品（医薬部外品)、時計、宝石、貴金属、美術品、工芸品、カメラ、喫煙具、玩具、スポーツ用品、インテリア用品及びアウトドア用品の輸出入業務、卸売、及び小売販売（インターネット及びその他の通信回線を利用するものを含む)
１２．キャラクターグッズの企画及び販売
１３．通信販売業務並びに通信販売の仲介及び情報提供業務
１４．飲食業
１５．特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他知的財産権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
１６．労働者派遣事業
１７．投資事業組合の組成、投資事業組合財産持分の募集及び販売並びに投資事業組合財産の運用及び管理
１８．投資業
１９．前各号に附帯する一切の業務

②　当会社は、前項各号の事業及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、６，３３６万株とする。

（自己株式の取得）
第６条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第７条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第１１条　当会社は、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができ

る株主とする。

２　前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株 主 総 会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日より３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第１８条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）
第１９条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、８名以内とする。
２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）
第２０条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の解任）
第２１条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（取締役の任期）
第２２条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
４　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２３条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、代表取締役を選定する。
２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
３　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役社長１名を選定し、また必要に応じその他の役付取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２４条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２５条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２６条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２７条　当会社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２８条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２９条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第３０条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（重要な業務執行の決定の委任）

第３１条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役の責任免除）

第３２条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、同法第４２３条第１項の行為に関する取締役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第４２３条第１項の行為に関する取締役の責任につき、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）
第３３条　当会社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）
第３４条　監査等委員会は、その決議により監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第３５条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第３６条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）
第３７条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）
第３８条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）
第３９条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第４０条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
２　会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（会計監査人の解任）
第４１条　会計監査人の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（会計監査人の任期）
第４２条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　計　　算

（事業年度）

第４３条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月３１日までとする。

（剰余金の配当等）

第４４条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

２　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

３　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。

４　当会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

５　未払の配当金には利息をつけない。

６　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

１　当会社は、平成２９年３月２９日開催の第４回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　平成２９年３月２９日開催の第４回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第４３条第２項の定めるところによる。